平成２８年（フ）第５２９号
福岡市南区若久３丁目２番３－202号、前住所福岡市南区横手南町17番８号
債務者　金堀裕一朗
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４９号
福岡市東区松島２丁目２番48号
債務者　陶山千枝子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６８９号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目11番22号
債務者　正内　友幸
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１号
北海道帯広市西７条南40丁目２番21号　須田方
債務者　村井　明美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
盛岡市神子田町５番９号　コーポ万平Ｃ号
債務者　中村　佑太
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１６号
盛岡市神子田町５番９号　コーポ万平Ｃ号
債務者　中村　千尋
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２０号
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第22地割49番地２
債務者　花澤恵理子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６３号
群馬県太田市東長岡町1112番地１、前住所北海道函館市日乃出町29番６－402号
債務者　若佐　智教
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７８号
愛知県稲沢市平和町塩川405番地１　ソルトリバー201
債務者　奥山　　晃
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９０号
愛知県一宮市島村字更江25番地２
債務者　伊藤恵美子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９１号
愛知県一宮市西五城字宮西30番地
債務者　浅野内装こと浅野克巳こと浅野克己こと　浅野　克巳
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９２号
愛知県一宮市西五城字宮西30番地
債務者　浅野　清志
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９３号
愛知県一宮市西五城字宮西30番地
債務者　浅野みなゑ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１１３号
愛知県一宮市光明寺字神宮10番地10
債務者　小林　渡来
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１１５号
愛知県江南市宮後町王塚142番地
債務者　岩田　好典
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４号
三重県松阪市鎌田町689番地５　アーバンハイツⅠ　203号
債務者　山下　泰弘
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第２５号
三重県松阪市鎌田町689番地５　アーバンハイツⅠ　203号
債務者　竹森めぐみ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
津地方裁判所松阪支部